失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたため未納期間を有している方等は、一度、市区町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して３年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

※追納のお申込みを希望される方、またご相談についてはお近くの年金事務所までお願いします。

【お問い合せ先】 徳島南年金事務所　☎088－652－1511（音声案内）

自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 任期制自衛官のコース	一般曹候補生 部隊の中核となる自衛官を養成するコース	航空学生 海・空自衛隊のパイロットを養成するコース
身　分	特別職国家公務員		
応募資格	18歳以上27歳未満の男女		空：高卒、21歳未満の男女 海：高卒、23歳未満の男女
受付期間	9月8日（金）まで（志願書類の提出）		
試験日	男子 9月中旬頃 女子 9月下旬頃	1次試験 9月16・17日の1日	1次試験 9月18日（月）
試験会場	各種目とも徳島県内で実施します		

詳しくは、自衛隊阿南地域事務所　☎0884－22－6981まで